

2020年11月27日
株式会社 東京証券取引所
上 場 部

監理銘柄（確認中）の指定について

下記のとおり、監理銘柄（確認中）に指定することにしましたので、お知らせします。

記

1. 銘 柄 株式会社東京ドーム 株式
(コード：9681、市場区分：市場第一部)
2. 監理銘柄 2020年11月27日（金）から当取引所が上場廃止基準に該当するか
(確認中) どうかを認定した日まで
指定期間
条 文 有価証券上場規程施行規則第605条第1項第21号の2及び第21号
の3
(特別支配株主が株式等売渡請求を行うことを決定したことに係る開示に
準ずる発表等を行ったとき、及び、特定の者以外の株主の所有するすべて
の株式を1株に満たない端数となる割合の株式併合に関する取締役会の決
議を行った場合に該当するため)
3. 理 由 株式会社東京ドーム（以下「同社」という。）は、本日、三井不動産株式
会社（コード：8801、市場区分：市場第一部）（以下「公開買付者」と
いう。）が実施する同社株式の上場廃止を前提とした公開買付けについて、
賛同の意を表明しました。
また、同社は、（1）公開買付けが成立し、公開買付者が同社の総株主の
議決権の10分の9以上を保有するに至った場合には、公開買付者は株式
等売渡請求を行う予定である旨、及び、（2）公開買付けが成立し、公開
買付者が同社の議決権の10分の9以上を保有するに至らなかった場合
には、公開買付者は、当該公開買付けが成立した後の株主総会において、
公開買付者を除く同社株主の所有する同社株式の数が1株に満たない端
数となる割合で行う株式の併合に係る議案を付議することを同社に要請
する予定である旨を発表しています。

上記（１）に記載する場合、同社が当該株式等売渡請求を承認するときには同社株式は上場廃止となること、また、上記（２）に記載する場合、同社の株主総会において当該議案が承認されたときには、同社株式は上場廃止となることから、当取引所は、当該発表をもって、同社株式について上場廃止となるおそれがあると認め、監理銘柄（確認中）に指定します。

以 上